

阿波おどり事業検証結果についての提言書

令和元年 11 月 26 日
阿波おどり事業評価委員会

はじめに

令和元年度の記念すべき阿波おどりは、昨年度の阿波おどり事業の検証を行った有識者会議からの提言を踏まえ、主催者である阿波おどり実行委員会が、企画運営業務を民間企業であるキョードー東京共同事業体に委託するという形態で開催されました。

事業の実施にあたっては、対面販売の実施やおどり連からの参加費制度の導入、これまで有名連に支払っていた出演料の見直しなど、昨年度の提言内容を踏まえるとともに、リストバンド型チケットの販売やオリジナルグッズの販売など、民間事業者ならではの取り組みも行われました。

言うまでもなく、阿波おどりは徳島が世界に誇る観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統芸能です。我々は、この素晴らしい祭りをしっかり将来に引き継ぎ、さらに発展させていかなければならないと考えています。

しかしながら、今年度取り入れた参加費制度や演舞場への張り付け方法、集中している雑踏の解消など、阿波おどり事業にはいくつかの課題が見受けられます。また、台風による公演中止の影響もあり、収支は依然として厳しい状況にあります。

こうしたことから、阿波おどりを持続的・安定的かつ発展的に実施できるよう今年度の阿波おどり事業で生じたいくつかの課題について検証するため、弁護士や公認会計士、学識経験者などからなる阿波おどり事業評価委員会が設置されました。

阿波おどり実行委員会から依頼された検討項目の中には、検証結果によって阿波おどり実行委員会とキョードー東京共同事業体との間で締結された契約内容の変更を伴うものもありましたが、我々阿波おどり事業評価委員会は、契約変更の是非について検証するものではなく、あくまでも阿波おどり実行委員会から依頼された項目について、第三者の視点から検証を行ったところです。

我々阿波おどり事業評価委員会は、令和元年10月8日から、令和元年11月18日まで計3回の会議の中で、透明性・客観性を確保しつつ、様々な観点から議論を行ない、提言書として取りまとめました。

私たち委員一同は、阿波おどり事業の検証結果について、次のとおり提言します。

目 次

はじめに

1 チケット関係.....	1
(1) 料金体系.....	1
(2) 販売方法.....	2
2 演舞場関係.....	3
(1) 開催時間.....	3
(2) 演舞場の設置.....	4
(3) プログラム.....	5
3 踊り連関係.....	6
(1) 張り付け方法.....	6
(2) 参加費.....	6
さいごに.....	7

【参考資料】

1 阿波おどり事業評価委員会 開催概要.....	8
2 阿波おどり事業評価委員会 委員名簿.....	9
3 阿波おどり事業評価委員会 設置要綱.....	10

別冊 1 阿波おどり事業評価委員会に提出された方策（案）

別冊 2 2019 阿波おどり事業決算見込み

1 チケット関係

(1) 料金体系

今年度のチケット料金は、前夜祭、選抜阿波おどり及び市役所前演舞場の2部で料金改定が行われました。

公演が行われた13日までの前夜祭及び選抜阿波おどりのチケット販売率は例年と同程度であったことから、今回の料金改定は妥当であったと考えます（資料1参照）。

市役所前演舞場の2部で導入された「プレミアム演舞場」は、チケット販売率において、他の演舞場と比較して有意な差はありませんでしたが、多様化する来場者のニーズに対応するため演舞場ごとに特色あるプログラムを行うという観点からは、いわゆる有名連の踊りばかりが見たいという来場者の根強いニーズに対応したプログラムであったと考えます（資料2参照）。

一方、「阿波おどり振興協会による総おどり」が行われた会場のチケット販売率は非常に高く、ニーズが高いことがうかがえます（資料3参照）。

チケット料金については、魅力のあるプログラム構成と連動して適正な価格設定を行うことが望ましいと考えます。あわせて、運営上課題と考えられた座席割の変更や新規席種の設定を行うことで、団体・一般それぞれの販売率向上につながると考えます。

また、今年度の阿波おどり事業が台風の影響により二日間公演中止となったとはいえ、収支均衡については依然厳しい状況にあることから、安定的に事業を行うために、収支状況も踏まえた適正な価格設定についても検討する必要があると考えます。

資料1 公演日別のチケット販売状況（前夜祭・選抜阿波おどり）

	29年	30年	令和元年
11日・前夜祭	83.5%	74.4%	79.4%
12日・選抜	100.7%	100.0%	99.6%
13日・選抜	101.3%	98.8%	99.0%
14日・選抜	97.1%	92.6%	52.1%
15日・選抜	93.9%	77.3%	53.0%

資料2 演舞場別のチケット販売状況

	29年	30年	令和元年	1公演あたりの席数
市役所前	75.7%	47.3%	55.6%	2,877席
藍場浜	88.4%	78.6%	62.9%	4,909席
紺屋町	79.2%	66.7%	50.6%	2,690席
南内町	90.7%	64.2%	52.2%	3,042席
計	84.4%	69.0%	59.7%	13,518席

資料3 有料演舞場・2部のチケット販売状況（令和元年度）

	12日	13日	14日	15日
市役所前	62.0%	81.0%	84.3%	13.8%
藍場浜	79.5%	99.5%	13.9%	18.4%
紺屋町	99.8%	52.6%	18.2%	23.5%
南内町	60.9%	41.2%	34.0%	96.4%

注) 網かけ部分が「総おどり」会場

(2) 販売方法

今年度に新たに実施された対面販売は、インターネット購入が苦手な方を中心に好評であったと考えます（資料4参照）。

また、阿波おどりチケット購入者への優待特典サービスは、阿波おどりによる地域経済への波及効果があることから、さらに拡充・周知を図る必要があると考えます。

リストバンド型チケットも非常に好評であったため、来年度はさらに販売拡大を図り、様々な来場者ニーズに積極的に応えていくべきでしょう。

共同事業体が実施した一般客向けアンケート結果によりますと、阿波おどりはリピーターの多い祭りであると想定されます。

人口減少社会の中で、リピーターが中心のイベントは、将来的に来場者数の減少につながる可能性が高いことから、今後は新規来場者数を増加させる方策が重要となります。

そこで、新規来場者の獲得につながる団体向けチケット販売を促進することとし、旅行エージェントを中心に要望の強い、販売スケジュールの前倒しを行うほか、すべての方に対して、チケットをより購入しやすい環境づくりが必要と考えます。

資料4 今年度の対面販売の開設場所等

場所	期間
アミコ地下1階広域観光案内ステーション	7月1日～8月10日
鳴門駅前観光案内所	7月25日～8月10日
前夜祭会場	8月11日
徳島駅前総合案内所、選抜阿波おどり会場、各有料演舞場付近	8月12日～8月15日

2 演舞場関係

(1) 開催時間

公演時間については、他の祭りの開催時間との比較において、徳島市の阿波おどりの終了時間が遅いことが分かります（資料5参照）。

終了時間の前倒しについては、日帰りツアーを中心に団体ツアーの獲得につながる可能性があるだけでなく、地域住民の生活にも影響することから、積極的に取り組む必要があると考えます。

また、現在の公演時間は、全ての演舞場で同時刻に設定されていますが、公演内容等によって開始時間や終了時間を分けることで、来場者が自分のライフスタイルに合わせて演舞場を選択することが可能となり、来場者の利便性の向上、ひいては来場者数の増加につながると考えます。

なお、開演時間の前倒しについては、時間が早まるほど交通規制など地域住民や商業施設等、関係する方々への影響は大きくなるため、事前に地元や関係機関の十分な理解を得られることが前提条件ではありますが、近郊の県外誘客を進めるためには今回提案があった17時30分よりさらなる前倒しについても将来的に検討すべきでしょう。

また、昨年度の有識者会議からは、阿波おどりの日程として、現在の12日から15日という日にち固定ではなく、土・日曜日を含む曜日固定に変更することも考えられることが提言されています。

日程の変更は、周辺市町村や旅行業界のことを考えると一定期間の調整が必要になると考えます。そこで、開催日程を変更するとしても支障がない範囲でできる限り将来の開催日程を決定しておくことが、ツアー造成等に優位に働くものと考えます。

資料5 他の祭りの開催時間

名称	2019 開催日程	開催時間
徳島市阿波おどり	8/11 前夜祭、8/12-15	18:00～22:30
鳴門市阿波おどり	8/8 選抜、8/9-11	19:00～22:00
いけだ阿波おどり	8/13 前夜祭、8/14-16	19:00～22:00
高円寺阿波おどり	8/24-25	17:00～20:00
南越谷阿波おどり	8/23 前夜祭、8/24-25	17:10～21:00
高知よさこい祭り	8/9 前夜祭、8/10-11	13:15～21:30
青森ねぶた祭り	8/2-6 8/7	19:10～21:00 13:00～15:00
京都祇園祭り	7/17 前祭、7/24 後祭	9:00 午前中
博多どんたく港まつり	5/3 5/4	13:00～19:00 15:00～20:00

(2) 演舞場の設置

現在、阿波おどりは、各所に設置された演舞場で流し踊りを観覧するというスタイルを中心に、エリア内の至る所で小さな規模の輪おどりが行われ、この雰囲気徳島市の阿波おどり独特の情緒を醸し出しています。

阿波おどりは、流しおどりが得意な連があれば、輪おどりに特徴がある連、また、演舞場で見るのが好きな方がいれば、街なかを散策しながら街角で繰り広げられる踊りを楽しまれる方もいます。

こうした踊る側、見る側の阿波おどりに対する様々なニーズに対応するため、プログラムの構成とともに、藍場浜演舞場にも特別席を設けるなど演舞場自体についても特色を持たせることが必要と考えます。

さらに、安心・安全な環境の確保のため、藍場浜演舞場入口付近や水際公園周辺など、特に雑踏が集中しているいくつかの箇所について雑踏を分散化させる必要もあります。

そこで、人込みの分散化を図るため様々なニーズに対応した演舞場を配置することで、安心・安全な環境を確保しつつ、さらなるにぎわいを創出することができると思います。

地域商店街の活性化ということを考えれば、東新町商店街の中に安全な踊り空間を配置することや昼の公演を取り入れることは有効と考えます。

一方、シャトルバスの運行の中で、観光バスを利用し訪れる団体ツアー客の搬送が課題となっていることから、シャトルバスの混雑緩和と観光誘客促進のため、観光バスの乗降所として市役所前演舞場の配置を変更することも考えられます。

なお、雨天による公演中止時にも、少しでも阿波おどりを楽しみたいという市民のために、その踊る場所を提供する方向も検討していただきたいと考えます。

また、今年度の阿波おどりは、台風の影響により公演中止になった日があったとはいえ、収支均衡には厳しい状況となっています。そのため、収入の確保と同様に支出の節減にも取り組む必要があります。

さらに、公平性や透明性を高めるためにも、業務の発注にあたっては、可能な限り入札等により事業者を選定する必要があると考えます。

(3) プログラム

今年度のプログラム面での変更点は、市役所前演舞場の２部で導入された「プレミアム演舞場」と、「阿波おどり振興協会による総おどり」を日別に演舞場を変えて実施したことです。

前述のとおり、市役所前演舞場の２部は、チケット販売率において、他の演舞場と比較して有意な差はありませんでしたが、多様化する来場者のニーズに対応するため演舞場ごとに特色あるプログラムを行うという観点からは、いわゆる有名連の踊りばかりが見たいという来場者の根強いニーズに対応したプログラムであったと考えます。

一方、「阿波おどり振興協会による総おどり」会場のチケット販売率は非常に高く、人気のあるプログラムであることが分かります。

阿波おどりを、持続的・安定的かつ発展的に実施していくためには、来場者にとって満足度の高いプログラムを提供するとともに、時代とともに変化するニーズに柔軟に対応していくことも必要となります。

また、現在２コースあるにわか連の特徴づけのため、実施方法に変化を持たせることや、新たな体験型プログラムを構築することで、阿波おどり全体の魅力づくりが可能になると考えます。

3 踊り連関係

(1) 張り付け方法

今年度の張り付けは、後述する参加費制度の導入と連動して、いわゆる「有名連」の定義づけが行われました。

ただ、「有名連」という用語自体に対して様々な意見があることから、「優先連」への名称変更を含め、誰もが納得できる定義づけを行う必要があると考えます。

また、演舞場の設置のところでも述べましたが、阿波おどりにては、踊る側、見る側にとって様々なニーズがありますので、プログラムにおいてもこうした違いに対応していく必要があります。

そこで、有料演舞場と無料演舞場との違いをより鮮明にするため、有料演舞場では、選抜阿波おどりに出演する連など、技術の高い連を多く張り付けるような工夫が必要と考えます。

一方で、阿波おどりの裾野を拓げていくためにも、様々な形態のおどり連の踊る場所を確保することは重要であり、こうした点も踏まえた張り付け方法を検討する必要があると考えます。

(2) 参加費

今年度から導入された参加費制度は、阿波おどりを持続的・安定的かつ発展的に実施していくために導入されたところであり、基本的には今後も継続していくべきとの意見が大勢を占めました。

他方で、参加費制度への抵抗感から今年度の参加を見送った連もあり、特に会期後半の無料演舞場では踊り連の不足が見込まれる事態も生じていたとの指摘もありました。

また、参加費制度を維持するとしても、徴収基準や金額については様々な意見があり、これらについてはさらに検討する必要があると考えます。

そして、誰もが納得し、より分かりやすい基準を設定するとともに、早い段階からおどり連の皆さんに周知していく必要もあると考えます。

また、阿波おどりにては全国から様々な連が参加していただきますので、おもてなしという観点で見ると、県外からお越しになる連については参加費を軽減するなど、柔軟に制度の運用を行うことも必要ではないでしょうか。

さいごに

昨年度の阿波おどり事業の検証を行った有識者会議では、透明性・客観性を確保しつつ、これまでの決算状況や他の祭りの状況などを踏まえて議論が行われ、民間委託による運営や「みんなで支えあっていく阿波おどりへの転換」のための参加費制度の導入など、阿波おどり事業を持続的・安定的かつ発展的に実施していくための根幹となる考え方が示されたと考えています。

阿波おどりをしっかり将来に引き継いでいくためには、踊り手や観客だけでなく、市民全体で、「みんなで支えあっていくこと」が必要です。

私たちは、今後もこうした方向性を尊重しながら、さらに安心・安全な環境を確保するとともに、徳島を訪れる方々を温かくおもてなしし、また徳島に来たいと思っただけの方を増やしていくことが、徳島のイメージアップや地域経済の活性化、阿波おどりの未来を担う踊り子の育成へとつながり、ひいては徳島が世界に誇る阿波おどりを発展的に次世代へと引き継ぐことになると考えています。

そのためにも、時代とともに変化する阿波おどり事業に対するニーズを踏まえ、毎年の阿波おどり事業を検証し、翌年以降の阿波おどり事業に反映していくことは非常に重要です。

そうした観点から、当評価委員会では今年度の阿波おどり事業について、特に今年度の変更点を中心に検証し、阿波おどり実行委員会に対して検証結果の提言を行う目的の下、限られた時間でありましたが多くの議論を経て、提言書としてまとめることができました。

阿波おどりは、踊り手の情熱や様々な関係者・地域住民の協力があって、初めて成立することは当然ですが、それが400年以上にわたって受け継がれ、今に至っている、まさに徳島の「宝」と言えます。

今回、阿波おどり事業の企画運營業務を担ったキョードー東京共同事業体から出された提案は、上記のような観点も踏まえた内容であり、今後も阿波おどりをしっかり継続していくために積極的に評価すべきものと考えます。

阿波おどり実行委員会のみなさまにおかれましては、この提言内容を踏まえ、今後も阿波おどりを盛況かつ未来にわたってしっかり継承できるよう、取り組んでいただくことを要望します。

【参考資料】

1 阿波おどり事業評価委員会 開催概要

	日時	議題等
第1回	令和元年10月8日 (火) 18:00~20:00	〔議題〕 ○ 2019阿波おどり事業について 資料1 阿波おどり事業評価委員会設置要綱 資料2 検討事項について 参考資料1 阿波おどり事業検証結果についての提言書 参考資料2 2019年度阿波おどり事業計画 参考資料3 2019年度第6回阿波おどり実行委員会資料
第2回	令和元年11月7日 (木) 15:00~17:15	〔議題〕 ○ 検討事項と今後の方向性について 資料1 2019阿波おどり事業決算見込報告書 資料2 検討事項と今後の方向性
第3回	令和元年11月18日 (月) 18:00~20:00	〔議題〕 ○ 検討事項と今後の方向性について ○ 提言書の取りまとめについて 資料1 第2回委員会が出された意見に対する考え方 資料2 提言書の取りまとめに向けて

2 阿波おどり事業評価委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
加渡 いづみ	四国大学短期大学部ビジネス・コミュニケーション科 教授
河野 匡哉	後藤会計事務所 公認会計士
清水 理	本家大名連 連長
杉田 弘樹	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部徳島地区委員会 委員長
長井 定明	徳島文理大学短期大学部学部長 教授
山本 啓司	城東法律事務所 弁護士

3 阿波おどり事業評価委員会 設置要綱

(設置)

第1条 阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、課題について専門的見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

(組織)

第3条 評価委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、再任を妨げない。

ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。

2 本要綱の制定年度に限り、前項の規定にかかわらず委員任期の開始日を本要綱の施行日とする。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。